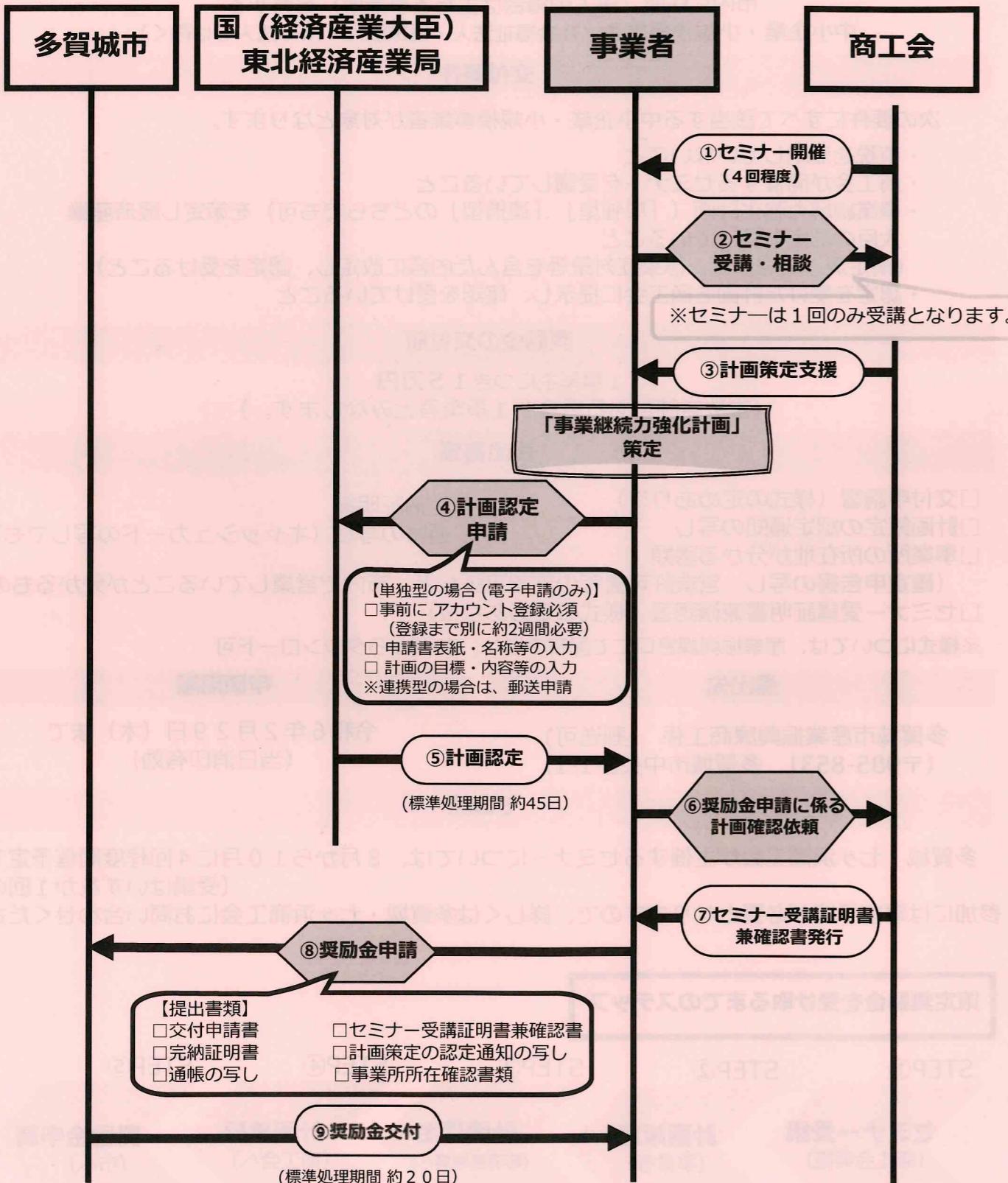




手続き流れ

※多賀城・七ヶ浜商工会主催のセミナー受講後、事業者自らが策定した事業継続力強化計画が国から認定されることで、多賀城市からの奨励金が交付されます。セミナー受講後、奨励金の交付までには概ね2か月かかりますので、お早めにセミナー受講をご検討ください。



多賀城市の中小企業・小規模事業者のみなさまへ

「事業継続力強化計画」の 策定奨励金のご案内



事業継続力強化計画とは

中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、将来的に行う災害対策などをとりまとめた計画のことです。

策定内容

- ・事業継続力強化に取り組む目的
- ・事業に影響を与える自然災害等の想定
- ・非常時の初動手順
- ・人材や資金・設備確保等の事前対策

- ◆自社の経営資源である「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の様々なリスクを抽出し、対策を検討することは、経営課題の発見や平時の経営改善につながります。
- ◆事業継続力強化計画を策定し、国（経済産業大臣）が認定することで、様々なメリットも受けられます。☞ 詳しくはP2へ

計画策定支援

多賀城・七ヶ浜商工会が計画策定を支援します！

（商工会会員以外の事業者も支援を受けることができます。）
計画の基本情報やメリットの説明、計画策定のための書類作成へのアドバイスが受けられる
セミナー開催のほか、個別の計画作成等についても商工会が伴走的に対応します。

奨励金交付

多賀城・七ヶ浜商工会のセミナーを受講し、計画を策定した事業者は、
多賀城市から**15万円の奨励金を交付**することができます！

☞ 詳しくはP3へ

問合せ先

事業継続力強化計画に関すること

▶ 東北経済産業局

①022-221-4922

セミナー開催・計画策定支援に関すること

▶ 多賀城・七ヶ浜商工会

①022-365-7830

奨励金に関すること

▶ 多賀城市産業振興課

①022-368-1141



計画策定によるメリット

金融支援

①日本政策金融公庫による低利融資

設備投資に必要な資金について、基準利率から**0.9%引下げ**！

②中小企業信用保険法の特例

信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での**追加保証や保証枠の拡大**！

③中小企業投資育成株式会社法の特例

通常の投資対象に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります！

④日本政策金融公庫によるスタンダードバイ・クレジット

日本政策金融公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本政策金融公庫による債務の保証を受けることが出来ます！

税制優遇

中小企業防災・減災投資促進税制では、計画に記載された対象設備を取得等をして事業の用に供した場合に、**特別償却18%**が適用できます！

優先採択

以下事業において、**加点措置**を受けることが出来ます！

- ・ものづくり補助金 ・事業再構築補助金 ・事業承継・引継ぎ補助金
 - ・IT導入補助金 ・地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金
 - ・グループ補助金/なりわい再建支援補助金
- (詳細は各種予算事業のHP等をご覧ください。)

社会的信用ブランド力向上

①中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表

中小企業庁のホームページに企業名とホームページURLが公表されます！

②認定企業に活用いただけるロゴマーク

ホームページや名刺、企業パンフレットなど営業ツール等に認定ロゴマークを使用できます！



事業継続力強化計画策定奨励金について

災害等の緊急事態における事業の継続や早期復旧を可能とするため、多賀城・七ヶ浜商工会主催のセミナーを受講し、**事業継続力強化計画**の策定及び改定を行う中小企業等に対し、多賀城市から奨励金を交付します。

対象者

市内に住所（法人の場合は主たる事業所）を有する
中小企業・小規模事業者（社会福祉法人・医療法人・NPO法人等は除く）

交付要件

次の要件にすべて該当する中小企業・小規模事業者が対象となります。

- ・市税を滞納していないこと
- ・商工会が開催するセミナーを受講していること
- ・事業継続力強化計画（「単独型」「連携型」のどちらでも可）を策定し経済産業大臣の認定を受けていること
(策定済みの場合は、感染症対策等を含んだ内容に改定し、認定を受けること)
- ・認定を受けた計画を商工会に提示し、確認を受けていること

奨励金の交付額

1事業主につき15万円

(複数店舗がある場合も1事業者とみなします。)

提出書類

交付申請書（様式の定めあり※）

完納証明書

計画策定の認定通知の写し

通帳の写し（キャッシュカードの写しでも可）

事業所の所在地が分かる書類

（確定申告書の写し、営業許可書等の許認可証など、市内で営業していることが分かるもの）

セミナー受講証明書兼確認書（様式の定めあり※）

※様式については、産業振興課窓口にて配布のほか、市HPからダウンロード可

提出先

多賀城市産業振興課商工係（郵送可）

（〒985-8531 多賀城市中央2-1-1）

令和6年2月29日（木）まで

（当日消印有効）

その他

多賀城・七ヶ浜商工会が主催するセミナーについては、8月から10月に4回程度開催予定です。
(受講はいずれか1回のみ)

参加には事前予約が必要となりますので、詳しくは多賀城・七ヶ浜商工会にお問い合わせください。

策定奨励金を受け取るまでのステップ

STEP①

STEP②

STEP③

STEP④

STEP⑤

セミナー受講
(商工会実施)

計画策定
(事業者)

計画認定
(経済産業局へ)

計画確認
(商工会へ)

奨励金申請
(市へ)